

岡山県公報		発行 岡山県	
目次		担当課（室）	
○ 指定居宅サービスの事業の廃止 ○ 知事指定薬物の指定 ○ 土地収用法に基づく事業の認定 【公 告】 ○ 大規模小売店舗に関する市町村等の意見の縦覧 ○ 土地改良事業施行認可申請の縦覧 ○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 ○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了 ○ 落札者等の決定 【選挙管理委員会】 ○ 選挙権を有する者の総数の三分の一の数	【告 示】	指導監査室 医薬安全課 監理課 経営支援課 耕地課 建築指導課 "	目次
		選挙管理委員会 教育委員会	担当課（室）

◎岡山県告示第六百三十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

平成三十年十二月二十一日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

寿光園訪問介護事業所

2 所在地

岡山県浅口市金光町下竹一七七五―一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人寿光会

2 所在地

岡山県浅口市金光町下竹一七七五―一

三 廃止年月日

平成三十年十二月三十一日

四 介護保険事業所番号

三三七二七〇〇二四九

五 サービスの種類

訪問介護

◎岡山県告示第六百三十八号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十二条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

平成三十年十二月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

1 ニー（「ニー（四ーエチルー二・五ージメトキシフェニル）エチル」アミノーメチル）フェノール（通称名ニ五EーNB OH、ニCーEーNB OH）及びその塩類

2 三ー「一ー（一ーピペリジニル）シクロヘキシル」フェノール（通称名三ーHOーPC P、三ーOHーPC P、三ーHyd rox yーPC P）及びその塩類
3 キノリンーハーイルー一ーペンチルー一Hーインダゾールー三ーカルボキシラート（通称名NP Bー二二）及びその塩類

二 指定の理由

条例第二条第七号に規定する薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

附 則

この告示は、平成三十年十二月二十二日から施行する。

◎岡山県告示第六百三十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業を認定した。

平成三十年十二月二十一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 起業者の名称

矢掛町

二 事業の種類

道の駅やかげ宿（仮称）地域振興施設整備事業

三 起業地

1 収用の部分 岡山県小田郡矢掛町矢掛字元町地内

2 使用の部分 なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

道の駅やかげ宿（仮称）地域振興施設整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十二号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に該当する施設を整備する事業であるため、法第二十条第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である矢掛町は、本件事業を第六次矢掛町振興計画に位置付けられた事業として実施するものであり、また、本件事業に要する経費について財源措置を講じていることから、本件事業を遂行するための充分な意思と能力を有していると認められるため、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

（1） 本件事業の施行により得られる利益については、ゲートウェイサービスの拠点整備され、旧山陽道の歴史的な町並み及び町並み観光の中心である商店街に来訪者の誘導を促進するほか、来訪者に対し、特産品のPR、イベント及び空き家又は分譲地の情報提供等を行うことにより、更なる交流人口の増加が図られ、地域活性化に相当の寄与が見込まれる。

また、本件事業の計画においては、①県が整備する道の駅の建設予定地に近接

していること、②矢掛町商店街（市街地の観光施設）に近接していること、③地域振興施設利用者の利便性が高いこと、④経済的に安価で地域振興施設の建設に必要な面積が確保できることを条件として複数の候補地について検討を行った結果、最適となる案を採用している。

(2) 本件事業の施行により失われる利益については、本件事業が環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）等による環境影響評価の対象事業となっていないこと並びに起業地及び起業地周辺の土地利用状況から保護のため特別の処置を講ずべき動植物、文化財等が見受けられないことから、本件事業の施行により失われる利益は軽微なものと考えられる。

(3) (1)で述べた得られる利益と(2)で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業については、県の道の駅整備計画に合わせた事業実施が必要であり、早急に施行されるべき事業であると認められる。また、収用の範囲は全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。したがって、本件事業は、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1から4までに述べたように、本件事業は、法第二十条各号の要件を充足すると判断される。

以上により、本件事業について、法第二十条の規定により事業の認定をしたものである。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所 矢掛町建設課

〔五七八〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により市町村から聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりであり、同条第三項の規定により、これらの意見を縦覧に供する。

平成三十年十二月二十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 意見の対象となった届出

平成三十年八月十日付け公布岡山県公告（大規模小売店舗の変更の届出の縦覧）で公告されたザグザグ高崎店に関する平成三十年九月二十一日の変更に係る大規模小売店舗の変更の届出

二 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザグザグ高崎店

所在地 玉野市東高崎字船津二五番地一四九ほか

三 意見の概要

1 市町村から聴取した意見

(1) 当該店舗は騒音・振動の特定施設ではないが、可能な限り規制値を遵守し、近隣住民に配慮すること。

(2) 計画地西側に隣接する玉野市道（東高崎五九号線）への搬入・排出車両及び店舗利用者の出入りに伴い、市道通行者の安全確保に留意し、必要に応じて対策を講ずること。

2 市町村の区域内に居住する者等から述べられた意見

なし

四 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成三十年十二月二十一日から平成三十一年一月二十一日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

〔五七九〕土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第一項の規定により申請のあつた新規土地改良事業の施行について、同条第九項において準用する同法第八條第一項の規定により、その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に岡山県備前県民局長に申し出ることができる。

平成三十年十二月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請者

児島湾土地改良区

二 地区名

西七区支線79号（農地耕作条件改善）（農業用排水施設）事業

西七区支線123号（
//
）

西七区支線 125 号 (

//

)

三 縦覧に供する書類

土地改良区定款

事業計画書

四 縦覧の期間

平成三十年十二月二十一日から平成三十一年一月十一日まで

五 縦覧の場所

岡山県備前県民局農林水産事業部

〔五八〇〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年十二月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市井尻野字橋本一四〇一一、一四〇一二、一四〇二、一四〇三一、一四〇四、字河原田一六七八一、一六七八四、一六七八五、一六七八九、一六七八一〇、一六七八一、一六七八二、一六七八三、一六七八一四、一六七八一五、字橋本一四〇一一二地先道、一六七八九地先から一六七八一三地先まで道

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市北溝手二三五

株式会社エンスイ工業

代表取締役 難波 豊

三 許可番号

岡山県指令建指第一四二号

平成30年12月21日 岡山県公報 第12053号

〔五八二〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

平成三十年十二月二十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 落札物品の名称及び数量

岡山県立図書館で使用する電気

使用予定電力量七、五七九、三三八キロワット時（三年間）

二 納入期間

平成三十一年一月一日から平成三十三年十二月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県立図書館総務・メディア課

岡山市北区丸の内二丁目六番三〇号

四 落札者を決定した日

平成三十年十二月四日

五 落札者の氏名及び住所

中国電力株式会社

広島県広島市中区小町四番三三号

六 落札金額

一二〇、六四九、六六二円（うち消費税額及び地方消費税の額八、九三七、〇一二円）

七 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

八 入札公告日

平成三十年十一月二十日

◎岡山県選管告示第七十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項に規定する岡山海区漁業調整委員会の委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、七〇九である。

平成三十年十二月二十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 藤 原 健 補